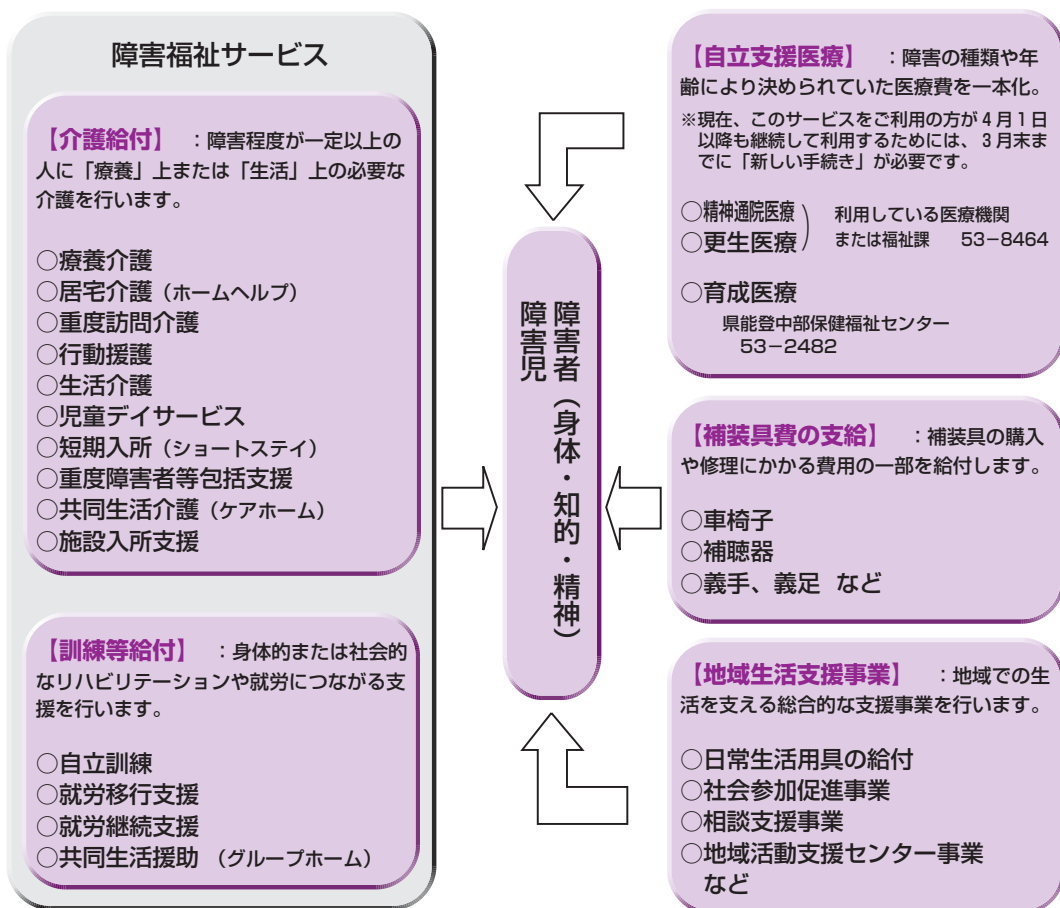


4月1日から障害者自立支援法がはじまります。

これまで、障害者の方が受けられる福祉サービスは、障害の種類により決められていました。平成18年4月1日から障害者自立支援法により、どの障害の方も共通のサービスを受けられるようになります。

障害者自立支援法によるサービス体系



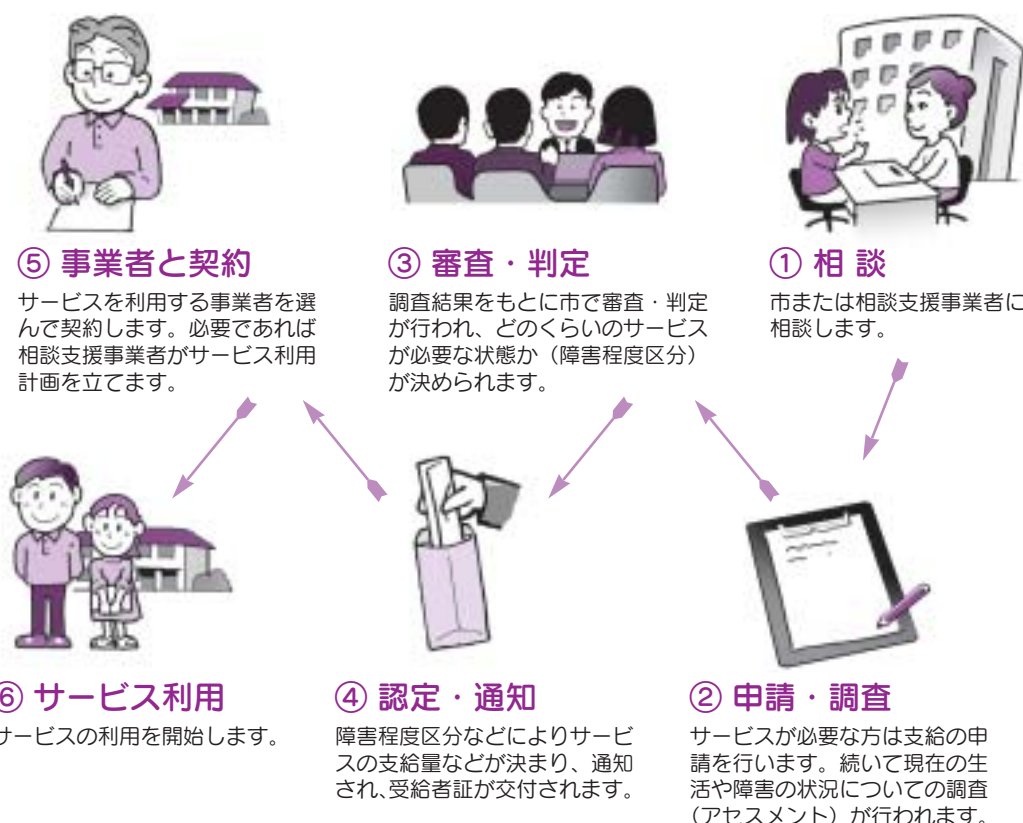
サービスにかかる費用

サービス費用をみんなで支え合うため、原則1割を支払い、残りの9割は市と県、国が負担する仕組みです。ただし、所得による上限の設定、高額障害福祉サービス費の支給、個別や社会福祉法人の減免など、利用する方の負担が重くならないように配慮されています。

☆施設サービスを利用する場合の光熱水費などは全額自己負担です。ただし、施設入所者で低所得の方は、負担が軽減されます。

障害福祉サービスの利用のしかた

みなさんに必要なサービスを提供できる市や事業者がお手伝いします。



※お問い合わせは
障害者福祉係
53-8464